

第20回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2015年5月13日(水) 10:30～10:41

2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階1202会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

中西次長、田口次長、室谷参事官、大島参事官

4. 議 題

(1) 原子力損害賠償制度専門部会の設置について

(2) その他

5. 配付資料

(1) 原子力損害賠償制度専門部会の設置について(案)

(2-1) 第11回原子力委員会定例会議議事録

(2-2) 第12回原子力委員会定例会議議事録

(2-3) 第13回原子力委員会臨時会議議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第20回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が、原子力損害賠償制度専門部会の設置について。二つ目が、その他です。

まず、一つ目の議題について事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

原子力損害賠償制度の見直しについては、1月27日に開催された第3回原子力委員会において、原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議での検討状況について報告がございました。その場で専門的、総合的な観点から検討を行うため、原子力委員会に議論を委ねたい旨、同副大臣等会議より要請がございました。

これを受けて、今後の対応について御議論をいただいた結果、要請を引き受ける方向で検討することといたしておりました。本日は原子力委員会専門部会等運営規程に基づき、原子力損害賠償制度専門部会を設置するため、部会設置の目的、検討内容、構成員等を定める原子力委員会決定（案）について、御議論をいただきたいと思っております。

それでは、事務局の大島参事官より決定文案を読み上げいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

（大島参事官）第20回原子力委員会資料第1号でございます。

原子力損害賠償制度専門部会の設置について（案）。

平成27年5月13日原子力委員会でございます。

1. 目的。

我が国の原子力損害賠償制度は、昭和36年に原子力損害の賠償に関する法律が制定されて以降、必要な見直しが行われてきたが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、必要な法整備等が行われ、現在、事故に係る賠償が進められている。

一方、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則第6条に規定する原子力損害賠償制度の見直しについては、エネルギー基本計画を踏まえ、当面对応が必要な事項及び今後の進め方を整理するため、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」が設置され、検討が進められてきたところである。

これらを踏まえ、原子力委員会としては、「原子力損害賠償制度専門部会」を設置し、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行う。

2. 検討内容。

原子力損害賠償制度に関する次の事項について審議する。

- （1）原子力損害賠償に係る制度の在り方。
- （2）被害者救済手続きの在り方。
- （3）その他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項。

3. 構成員等。

別紙の通りとする。

2枚目のほうに構成員、それからオブザーバーを50音順で挙げております。名前の読み上げについては略させていただきます。

戻りまして、4. その他。

原子力損害賠償制度専門部会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

阿部委員、中西委員から何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

(阿部委員) 説明ありがとうございます。非常に大事な問題で、事故の後、いろいろな方面に被害を受けた方々をどうやって救済するかという問題、それが損害賠償制度なんです。現在の状況を見ても、金額規模からいっても大変大きな規模ですので、大きな社会的な問題でありますので、十分よく専門部会で検討いただいた上で、私どもの委員会としてもよく検討すべきものと思います。その点で、今日この決定をすることに私も異議ありませんけれども、この機会に申し上げておきたいのは、この文書の最後で専門的かつ総合的な観点から検討を行うと書いております。そもそも原子力については、原子力基本法に原子力の利用は民主的に進めるということがありますので、そういう特に民主的ということを強調していることも踏まえて、この検討というのは十分に民主的に進めていただきたいと考えております。

それから、原子力委員会としても最近常々審議その他は開かれて、透明性を持って行うということをやっておりますので、これもこの専門部会はその趣旨をよく体して進めていただきたいと思います。また、専門的ということが書いてありますけれども、ともすれば専門的ということで、そちらに走りがちですけれども、やはり基本は被害を受けた一般の方々の立場に立って、どういう問題があるのか、どういう苦しみがあるのかということ踏まえて行うことが大事ですので、その意味において、そういった人々の目線に立って検討いただくということも御留意いただければと思います。

その上で、総合的な観点からと書いてありますが、結局やはり損害賠償するといっても、最後は誰かが負担をしなければいけないわけでごさいます。それを税金をもって、国民全体が負担するのか、あるいは事業者であった東京電力、あるいはこれからどこかが事故を起こすかもしれない事業者が負担するのか、これも事業者が無限にこの財産があつて負担できるわけではなくて、最終的には事業を支えている利用者、つまり電気料金を払う人が負担することになるわけで、その辺もよく考えて、総合的に検討いただきたいと思ます。それが私の主たる関心でございます。

それから、構成員はこの後ろの紙の後ろにいろいろ検討いただいて、候補者をいただいたということで、これをお願いしたいと思いますが、通常、私の今までの経験だと、いろいろ決めて出すときには、報道の参考のために略歴をつけたりなんかしますけれども、今回はこの後で、記者発表か何かで略歴は出すんですか。それとも、それは各自が勝手に調べるといえるのでしょうか。

(室谷参事官) 今回は特にそういった追加の資料は考えておりません。

(阿部委員) 以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございます。今、阿部委員がおっしゃいましたように、非常に大切なことなので、しっかり議論していただければと思っております。また、現在、福島事故の被害に遭われている方のことも関係してくると思いますので、大体のめどといえますか、審議の中間報告、中間まとめまではどのくらいの時間を予定されているのでしょうか。

(大島参事官) ありがとうございます。まず1点目です。福島につきましては、現状の枠組みの中で対応しておりますので、そちらの対応になると思っております。一方で、文案にもございますけれども、エネルギー基本計画の中でも賠償の見直しにつきましては、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえて総合的に検討するという形で言われております。ですので、今回、構成員の下にオブザーバーという形ではありますけれども、実際に今回の被害に遭われている方々を代表するような機関にも参加をいただいておりますので、いろいろ御意見を伺って、対応を検討していただきたいというふうに思っております。

それから、今後の見通しでございますけれども、正直申し上げまして、この経緯となっている付帯決議の中も、非常に多くの課題が挙げられておりますので、審議にはそれなりの時間を要するのではないかと思っておりますので、今、直ちにこの程度で報告書を取りまとめたという見通しは残念ながらたっていないというところでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) そのほか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案のとおり専門部会を設置するということによろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは御異議ないようですので、案のとおり決定し、原子力損害賠償制度専門部会を設

置することといたします。

なお、原子力委員会専門部会運営規程第2条第1項により、部会長は構成員の意見を伺った上で、原子力委員会委員長が指名するということになっております。また、同条第2項により、あらかじめ部会長代理を指名することとなっております。このため、第1回の原子力損害賠償専門部会においては、構成員の皆様の御意見を伺う予定ですが、原子力委員長としては、現在のところ、濱田純一前東京大学総長をこの専門部会の部会長に、それから鎌田薫早稲田大学総長を部会長代理に指名したいと考えております。

次に議題2について事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) その他事項でございます。資料第2-1号として、第11回原子力委員会議事録を、資料の第2-2号として、12回原子力委員会議事録を、そして資料第2-3号として、第13回原子力委員会議事録を配付いたしております。

次に今後の会議予定について御案内申し上げます。次回第21回原子力委員会の開催予定についてですが、現在、日時、場所を調整中でございます。日程が決まり次第、原子力委員会のホームページ等において御案内申し上げたいと思います。また、本日設置することといたしました原子力損害賠償制度専門部会ですが、第1回会合を5月21日に行う予定でございます。更に詳細な場所とか時間等につきましては、追って御案内申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか委員から何か御質問、御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御発言がないようですので、本日の委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。

—了—